

介護福祉施設利用料等一覧表

(令和6年8月1日から)

【介護保険給付サービス】

・負担額は1割で計算してありますが、あくまでも目安です。1ヶ月分を合計した場合や2割負担の場合は端数処理の関係で若干の差異が生じます。負担額は、処遇改善加算額を含みます。(負担額：円)

全員にかかる単位数(1日)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位数	589	659	732	802	871
個別機能訓練加算Ⅰ	12	12	12	12	12
栄養マネジメント強化加算	11	11	11	11	11
看護体制加算(Ⅰ)口	4	4	4	4	4
看護体制加算(Ⅱ)口	8	8	8	8	8
日常生活維持支援加算	36	36	36	36	36
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	16	16	16	16	16
1日当りの合計単位数	676	746	819	889	958
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	95	104	115	124	134
負担額の目安	782円	862円	947円	1,028円	1,108円

個別機能訓練加算Ⅱ	ひと月に 20単位 (24円/月)
個別機能訓練加算Ⅲ	ひと月に 20単位 (24円/月)
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	ひと月に 10単位 (12円/月)
生産性向上維持体制加算Ⅱ	ひと月に 10単位 (12円/月)
口腔衛生管理体制加算Ⅱ	ひと月に 110単位 (124円/月)
科学的介護推進体制加算Ⅱ	ひと月に 50単位 (56円/月)
排せつ支援加算Ⅰ	ひと月に 10単位 (12円/月)

種 類	単位数	負担額	種 類	単位数	負担額		
						初期加算	1日
外泊加算	1日	246	284円	経口維持加算Ⅰ	1月	400	463円
療養食加算	1食	6	7円	経口維持加算Ⅱ	1月	100	116円
再入所時栄養連携加算	1回	200	232円	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	1月	3	3円
若年性認知症入所者受入加算	1日	120	139円	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	1月	13	16円
看取り介護加算Ⅱ(最長45日)	上限	最高で	9,373円	安全対策体制加算	入所日限り	20	24円
退所時情報提供加算	1月	250	289円	排せつ支援加算Ⅱ	1月	15	18円
退所時栄養情報連携加算	1月	70	82円	排せつ支援加算Ⅲ	1月	20	24円
				配置医師緊急時対応加算(1回)	勤務時間外	325	377円
					早朝夜間	650	752円
					深夜	1,300	1,503円

* 当事業所は「高齢者虐待防止措置実施」「業務継続計画策定済み」のため、未実施減算はありません。

【その他費用】(介護保険外)

種 類	金 額	種 類	金 額
居住に関する費用 *	多床室 915円	預かり金・貴重品管理サービス料	1日 80円
	従来型個室 1,280円	家電製品持ち込み料	1日 100円
食事の提供に要する費用 *	1日 1,680円	送迎及び購入代行料	1km 30円
嗜好品代	1日 120円	その他	実費

* 居住費、食費の利用者負担減免制度の認定を受けている方は、認定された負担額で算定いたします。

【介護保険サービス利用者負担額の算定方法】（参考）

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本単位+各種加算の合計単位数に14%を掛けた単位数	（四捨五入）
介護報酬額	基本単位+各種加算+介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）の合計単位数×10.14円掛けた金額 （円未満切捨て）	
利用者負担額	介護報酬×法に定める利用者負担割合	

【主な減免制度】

※市町村に申請し、認定を受けた場合に適用されます。

◆ 負担限度額認定証による居住費と食費の軽減

（単位：円）

利用者負担段階	減免後負担額（1日）		
	食費	居住費	
		多床室	個室
第1段階	300	0	380
第2段階	390	430	480
第3段階①	650	430	880
第3段階②	1,360	430	880
第4段階	1,680	915	1,280

◆ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

- ・要件を満たし、市町村に申請して認定を受けた方が対象となります。
- ・利用者負担額を4分の1又は2分の1を減免する制度です。

◆ サービス費の減免制度（高額介護サービス費の支給）

- ・市町村民税非課税など要件を満たす場合、介護保険サービス費の利用者負担が定められた上限を超えた場合には、超えた分が高額介護サービス費として支給されます。上限額は要件や所得によって決められます。
- ・高額介護サービス費の支給方法については、市町村からの償還払いとなります。

利用者負担段階	対 象 者		負担上限額 （月額）
第1段階	生活保護を受けている方など		15,000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税 （市民税非課税世帯）	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	15,000円
第3段階		第1段階、第2段階以外の方	24,600円 （世帯）
第4段階	市民税課税者がいる世帯 （市民税課税世帯）	課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円 （世帯）
第5段階		課税所得380万円（年収約770万円）以上 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円 （世帯）
第6段階		課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円 （世帯）